

**【18 歳未満の方】**

利用者は費用の 1 割を負担することになります。ただし、障がいのある児童が属する世帯全員の収入等に応じて、ひと月の負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）	
生活保護	生活保護世帯	0 円	
低所得	市民税非課税世帯	0 円	
一般 1	市民税課税世帯で、所得割 28 万円未満 ※収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。	居宅生活の利用者	4,600 円
		施設入所者(20 歳未満)	9,300 円
一般 2	上記以外の市民税課税世帯	37,200 円	